

法務省民商第19号  
平成26年3月5日

法務局民事行政部長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

預金保険法の一部改正及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通知）

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号。以下「改正法」という。）第13条による改正後の預金保険法（昭和46年法律第34号）及び改正法第20条による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号）、預金保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第54号。以下「改正政令」という。）第1条による改正後の預金保険法施行令（昭和46年政令第111号）、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第15号）第8条による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成16年内閣府令第67号）並びに商業登記規則の一部を改正する省令（平成26年法務省令第2号。以下「改正省令」という。）が本年3月6日から施行されますので、これに伴う商業・法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知中、「預保法」とあるのは改正法による改正後の預金保険法を、「預保法施行令」とあるのは改正政令による改正後の預金保険法施行令を、「特措法」とあるのは改正法による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律を、「特措府令」とあるのは銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは改正省令による改正後の商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）

を、「法登規」とあるのは各種法人等登記規則（昭和 39 年法務省令第 46 号）を、「優先出資法」とあるのは協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成 5 年法律第 44 号）を、「優先出資法施行令」とあるのは協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成 5 年政令第 398 号）をいいます。

## 記

### 第 1 預保法の一部改正

#### 1 定義

本通知記の第 1 において、次の(1)から(8)までに掲げる用語の意義は、特に記載のあるものを除き、当該(1)から(8)までに定めるところによる。

- (1) 銀行等 銀行（預保法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する銀行をいう。）又は長期信用銀行（同項第 2 号に規定する長期信用銀行をいう。）をいう（同条第 5 項第 5 号参照）。
- (2) 金融機関等 預保法第 126 条の 2 第 2 項に規定する金融機関等をいう。
- (3) 労働金庫等子法人等 労働金庫又は労働金庫連合会の労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）第 94 条第 1 項により準用する銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 24 条第 2 項に規定する子法人等をいう（預保法第 126 条の 2 第 2 項第 1 号参照）。
- (4) 商工組合子法人等 株式会社商工組合中央金庫の株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）第 57 条第 2 項に規定する子法人等をいう（預保法第 126 条の 2 第 2 項第 1 号参照）。
- (5) 金融機関等子法人等 銀行子法人等（銀行の銀行法第 24 条第 2 項に規定する子法人等をいう。）、長期信用銀行子法人等（長期信用銀行の長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第 17 条により準用する銀行法第 24 条第 2 項に規定する子法人等をいう。）、銀行持株会社子法人等（銀行持株会社（銀行法第 2 条第 13 項に規定する銀行持株会社をいう。）の同法第 52 条の 31 第 2 項に規定する子法人等をいう。）、長期信用銀行持株会社子法人等（長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第 16 条の 4 第 1 項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。）の同法第 17 条により準用する銀行法第 52 条の 31 第 2 項に規定する子法人等をいう。）、信用金庫等子法人等（信用金庫又は信用金庫連合会の信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 89 条第 1 項により準用す

る銀行法第24条第2項に規定する子法人等をいう。), 信用協同組合等子法人等(信用協同組合又は信用協同組合連合会の協同組合による金融事業に関する法律(昭和24年法律第183号)第6条第1項により準用する銀行法第24条第2項に規定する子法人等をいう。), 労働金庫等子法人等, 商工組合子法人等, 保険会社子法人等(保険会社(保険業法第2条第2項に規定する保険会社をいう。)の同法第128条第2項に規定する子法人等をいう。), 保険持株会社子法人等(保険持株会社(保険業法第2条第16項に規定する保険持株会社をいう。)の同法第271条の27第1項に規定する子法人等をいう。), 金融商品取引業者子特定法人(金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者(同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条第8項に規定する有価証券関連業に該当するものを行う者に限る。)をいう。)の同法第56条の2第1項に規定する子特定法人をいう。)又は指定親会社子会社等(指定親会社(同法第57条の12第3項に規定する指定親会社をいう。)の同法第57条の10第2項に規定する子会社等をいう。)をいう(預保法第126条の2第2項及び第5項参照)。

(6) 特別監視金融機関等 特別監視指定(預保法第126条の3第1項に規定する指定をいう。)がされた金融機関等をいう(同条第2項参照)。

(7) 劣後特約付社債 元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって, 銀行等若しくは銀行持株会社等(預保法第2条第5項に規定する銀行持株会社等をいう。)又は株式会社商工組合中央金庫の自己資本の充実に資するものとして預保法施行令第1条の3に定める社債に該当するものをいう(預保法第2条第6項参照)。

(8) 特定劣後特約付社債 元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって, 銀行等, 銀行持株会社等及び株式会社商工組合中央金庫以外のものの自己資本の充実その他の財務内容の改善に資するものとして預保法施行令第29条の7に定める社債に該当するものをいう(預保法第126条の22第6項第1号参照)。

## 2 金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の新設

### (1) 特定認定の新設

内閣総理大臣は、次のア又はイに掲げる金融機関等について当該ア又はイに定める措置を講じなければ、我が国の金融市場その他の金融システムに著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議の議（預保法第102条第1項参照）を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下「特定認定」という。）を行うことができるとされた（預保法第126条の2第1項）。

ア 金融機関等（その財産をもって債務を完済することができないものを除く。） 預保法第126条の3第1項に規定する特別監視及び当該金融機関等の財務の状況に照らし必要に応じて行う同法第126条の19第1項に規定する資金の貸付け等又は同法第126条の22第7項により準用する同法第107条第1項の規定による特定株式等の引受け等（以下「特定第1号措置」という。）

イ その財産をもって債務を完済することができない金融機関等若しくはその財産をもって債務を完済することができない事態が生ずるおそれがある金融機関等又は債務の支払を停止した金融機関等若しくは債務の支払を停止するおそれがある金融機関等 預保法第126条の3第1項に規定する特別監視及び特定資金援助（以下「特定第2号措置」という。）

## (2) 預金保険機構による業務及び財産の管理

### ア 預金保険機構による特定管理を命ずる処分

内閣総理大臣（以下に規定する特定管理を命ずる処分に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。以下(6)までにおいて同じ。）は、特定第2号措置に係る特定認定が行われた場合であって、一定の要件に該当すると認めるときは、当該特定認定に係る金融機関等に対し、預金保険機構（以下「機構」という。）による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「特定管理を命ずる処分」という。）をすることができるとされた（預保法第126条の5第1項）。

特定管理を命ずる処分があったときは、当該特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分

を行う権利は、機構に専属するとされた（預保法第126条の5第2項）。

また、内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該特定管理を命ずる処分を取り消さなければならないとされた（預保法第126条の7第1項）。

#### イ 登記の嘱託

内閣総理大臣は、特定管理を命ずる処分をしたとき又は特定管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、当該金融機関等の本店又は主たる事務所（外国に本店又は主たる事務所がある場合にあっては、日本における主たる営業所又は事務所）の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならないとされた（預保法第126条の9により読み替えて準用する同法第79条第1項）。登記すべき事項（ウ参照）に変更が生じた場合も同様である（預保法第126条の9により準用する同法第79条第3項）。

#### ウ 登記の記録

特定管理を命ずる処分の登記の嘱託があつたときは、特定管理を命ずる処分がされた旨並びに機構の名称及び主たる事務所を、社員区又は役員区に記録しなければならない（預保法第126条の9により読み替えて準用する同法第79条第2項、商登規第116条、法登規第5条。以下、商登規の規定の引用は、当該規定が法登規第5条により準用される場合を含む。）。この場合の登記の記録は、別紙記録例1(1)によるものとする。

また、特定管理を命ずる処分の取消しの登記の嘱託があつたときは、特定管理を命ずる処分の登記が記録されている社員区又は役員区に登記事項及び登記の年月日を記録する（商登規第39条）とともに、特定管理を命ずる処分がされた旨並びに機構の名称及び主たる事務所を抹消する記号を記録しなければならない（商登規第41条）。この場合の登記の記録は、別紙記録例1(2)によるものとする。

#### エ 機構の代表者の印鑑の提出等

##### (ア) 印鑑の提出者

機構は、特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等を代表することから、当該金融機関等に関する登記の申請権限を有することとな

るので、あらかじめ登記所に印鑑を提出しなければならない（商登法第20条）。この場合の印鑑の提出は、機構の代表者のうち当該金融機関等の職務を行うべき者として機構が指名した者が、当該印鑑を明らかにした書面（以下「印鑑届書」という。）をもってしなければならない（商登規第9条第1項第5号）。

(イ) 印鑑届出事項

印鑑届出事項は、当該金融機関等の商号又は名称並びに本店又は主たる事務所並びに機構の名称及び主たる事務所並びにその職務を行うべき者の資格、氏名及び出生の年月日である（商登規第9条第1項第5号）。

(ウ) 印鑑届書の添付書面

印鑑届書には、登記所の作成したその者に係る代表者の資格を証する書面及び押印した印鑑につき登記所の作成した証明書（いずれも作成後3か月以内のものに限る。）を添付しなければならない（商登規第9条第5項第6号）。ただし、機構が登記された登記所に印鑑を提出する場合であって、その職務を行うべき者として指名された者が機構の代表者として当該登記所に提出している印鑑を商登規第9条第1項後段の規定により押印したときは、その必要はない（商登規第9条第5項ただし書）。

(エ) 印鑑カードの交付

職務を行うべき者として印鑑の提出をした機構の代表者は、印鑑カードの交付を請求することができる（商登規第9条の4第1項）。この場合にあつては、印鑑カードの交付の請求に係る申請書に機構の登記事項証明書（作成後3か月以内のものに限る。）を添付しなければならない（商登規第9条の4第2項）。ただし、機構が登記された登記所に印鑑カードの交付を請求するときは、その必要はない（同項ただし書）。

(オ) 印鑑証明書の交付

職務を行うべき者として印鑑の提出をした機構の代表者は、提出した印鑑の証明書の交付を請求することができる（商登法第12条）。

なお、特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の代表者として

の職務を行う者として指名された機構の代表者については、たとえ職務を行うべき者として印鑑の提出をした場合であっても、電子証明書による証明の請求をすることができない（商登規第33条の3第3号）。

オ 特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の代表者の登記事項に関する証明書等の不交付等

特定管理を命ずる処分があったときは、当該処分を受けた金融機関等の代表取締役等に係る印鑑の証明書及び代表者事項証明書の交付並びに電子証明書による証明の請求をすることはできない。

カ 登記の申請等

特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等に関する変更等の登記については、機構の職務を行う者として指名された者が登記の申請人となる。この場合にあつては、申請書に機構の登記事項証明書（作成後3か月以内のものに限る。）を添付しなければならない（商登規第111条により準用する商登規第9条の4第2項）。ただし、機構が登記された登記所に登記の申請をするときは、その必要はない（商登規第111条により準用する商登規第9条の4第2項ただし書）。

(3) 株主総会等の特別決議等に代わる裁判所の許可

ア 資本金の額の減少等

株式会社である特別監視金融機関等が、その財産をもって債務を完済することができず、若しくはその財産をもって債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機関等は、会社法等の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができるとされた（預保法第126条の13第1項）。

(ア) 全部取得条項付種類株式の発行のために必要な定款の変更、当該全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする会社法第199条第1項に規定する募集株式の発行に係る同条第2項に規定する募集事項の決定若しくは同法第204条第2項の規定による同法第199条第1項に規定する募集株式の割当ての決定

(イ) 資本金の額の減少

(ウ) 会社分割

#### イ 特別監視金融機関等の役員等の解任

機構は、特別監視金融機関等がその財産をもって債務を完済することができず、若しくはその財産をもって債務を完済することができないおそれがあり、又は債務の支払を停止し、若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合において、特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、会計参与、監事、監査役又は会計監査人（以下「役員等」という。）に引き続き職務を行わせることが適切でないと認めるときは、会社法等の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の役員等を解任することができる（預保法第126条の13第4項）。これにより法律又は定款に定めた役員等の員数を欠くこととなるときは、機構は、会社法等の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、特別監視金融機関等の役員等を選任することができる（預保法第126条の13第5項）。

#### ウ 登記手続の特例

ア又はイにより、登記すべき事項に係る裁判所の許可があった場合にあっては、当該事項に係る登記の申請書には、当該許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならないとされた（預保法第126条の13第16項により準用する同法第88条）。

### (4) 特定株式等の引受け等の決定等に関する手続

#### ア 特定株式等の引受け等に係る申込み

特定第1号措置に係る特定認定に係る金融機関等（債務の支払を停止した金融機関等を除く。）は、機構が、当該金融機関等の自己資本の充実その他の財務内容の改善のために当該金融機関等の特定株式等の引受け等（優先株式以外の株式の引受け又は預保法第126条の28第3項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。以下同じ。）を行うことを、機構に申し込むことができるとされた（同法第126条の22第1項）。

また、特定第1号措置に係る特定認定に係る金融機関等（債務の支払を停止した金融機関等を除く。）を金融機関等子法人等とする金融機関等は、機構が、当該特定認定に係る金融機関等子法人等の自己資本の充実その他の財務内容の改善のために当該金融機関等の特定株式等の引受け等を行うことを、機構に申し込むことができるとされた（預



保法第126条の22第3項)。

イ 特定株式等の引受け等を行うべき旨の決定

内閣総理大臣は、預保法第126条の22第6項各号に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、同条第1項又は第3項の申込みに係る特定第1号措置に係る特定株式等の引受け等を行うべき旨の決定をし(同法第126条の22第6項)、機構は、当該決定に従い、特定株式等の引受け等を行うこととされた(同法第126条の22第7項により準用する同法第107条第1項)。

ウ 会社が発行する株式の総数の増加の制限の特例

アの申込みが株式、劣後特約付社債(新株予約権が付されているもの)に限る。以下同じ。)又は特定劣後特約付社債(新株予約権が付されているもの)に限る。以下同じ。)の引受けである場合において、内閣総理大臣がイの決定を行い、かつ、当該申込みをした金融機関等の引受後株式総数が発行済株式の総数の4倍を超えるときは、当該金融機関等は、会社法第113条第3項の規定にかかわらず、当該決定に従った株式、劣後特約付社債又は特定劣後特約付社債の引受けが行われることを条件として、引受後株式総数の4倍に相当する数に達するまで当該金融機関等が発行する株式の総数を増加させることができることとされた(預保法第126条の22第7項により準用する同法第107条の2第1項)。

この場合の引受後株式総数とは、次の(ア)の数に(イ)の数を加えた数をいう。

- (ア) 発行済株式の総数、当該発行済株式に係る転換の請求による転換(当該株式がその発行会社を取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下同じ。)又は一定の事由が生じたことを原因とする転換によって増加すべき株式の数及び既に発行された新株予約権の行使による交付によって増加すべき株式の数の合計
- (イ) 当該引受けに係る株式の数、当該引受けに係る株式の転換の請求による発行によって増加すべき株式の数及び当該引受けに係る劣後特約付社債に付された新株予約権の行使による発行によって増加すべき株式の数の合計

## エ 登記手続の特例

ウの場合の金融機関等が発行する株式の総数の増加による変更の登記の申請書には、商登法第46条第2項に掲げる書面のほか、イの決定に従った株式、劣後特約付社債又は特定劣後特約付社債の引受けを証する書面を添付しなければならないとされた（預保法第126条の22第7項により準用する同法第107条の2第2項）。この書面には、アの申込み及び引受けを証する書面に内閣総理大臣がイの決定に従ったものである旨の認証をしたものが該当する。

### (5) 議決権制限株式の発行の特例

#### ア 会社法の特例

特定第1号措置に係る特定認定に係る金融機関等（債務の支払を停止した金融機関等を除く。）又は当該金融機関等を対象子法人等（金融機関等の金融機関等子法人等である特定第1号措置に係る特定認定に係る金融機関等をいう。）とする金融機関等が預保法第126条の22第6項の決定に従い発行する会社法第115条に規定する議決権制限株式は、同条の規定の適用については、ないものとみなすとされた（預保法第126条の22第7項により準用する同法第107条の3第1項）。

#### イ 登記手続の特例

##### (ア) 登記の記録

アの議決権制限株式の発行による変更の登記においては、その旨をも登記しなければならないとされた（預保法第126条の22第7項により準用する同法第107条の3第2項）。

この場合の登記の記録は、別紙記録例2によるものとする。

##### (イ) 添付書面

アの議決権制限株式の発行による変更の登記の申請書には、商登法第56条に掲げる書面のほか、預保法第126条の22第6項の規定による決定に従った議決権制限株式の発行であることを証する書面を添付しなければならないとされた（同法第126条の22第7項により準用する同法第107条の3第3項）。

この書面には、株式の申込み及び引受けを証する書面に内閣総理大臣が預保法第126条の22第6項の規定に従ったものである旨

の認証をしたものが該当する。

(6) 優先出資の発行の特例

ア 優先出資法の特例

特定第1号措置に係る特定認定に係る金融機関（債務の支払を停止した金融機関を除く。）が預保法第126条の22第6項の決定に従い発行する優先出資は、優先出資法第4条第2項の規定の適用については、ないものとみなすとされた（預保法第126条の22第7項により準用する同法第107条の4第1項）。

イ 登記手続の特例

(7) 登記の記録

アの優先出資の発行による変更の登記においては、その旨をも登記しなければならないとされた（預保法第126条の22第7項により準用する同法第107条の4第2項）。

この場合の登記の記録は、別紙記録例3によるものとする。

(イ) 添付書面

アの優先出資の発行による変更の登記の申請書には、優先出資法施行令第14条に掲げる書面のほか、預保法第126条の22第6項の規定による決定に従った優先出資の発行であることを証する書面を添付しなければならないとされた（預保法施行令第29条の8により読み替えて適用する優先出資法施行令第14条）。

この書面には、優先出資の申込み及び引受けを証する書面に内閣総理大臣が預保法第126条の22第6項の規定に従ったものである旨の認証をしたものが該当する。

(7) 登録免許税に関する特例

ア 登録免許税の特例

銀行若しくは金融機関等又はその対象子法人等（以下(7)において「銀行等」という。）が、特定第1号措置に係る内閣総理大臣の決定に基づく機構による株式の引受け又は当該特定第1号措置に関する株式の取得（平成26年3月31日までの間にされた当該決定に係るものに限る。）による資本金の増加を行った場合において、次の(7)又は(イ)に掲げる者が当該(7)又は(イ)の事項について登記を受けるときは、当該登記に係る登録免許税の税率は、当該決定の日から1年以内

に登記を受けるものに限り、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第9条の規定にかかわらず、1000分の3.5とするとされた（改正法附則第19条及び産業競争力強化法（平成25年法律第98号）附則第29条による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条第3項）。

(7) 当該銀行等 当該資本金の額の増加

(4) 当該銀行等が行う株式移転により当該銀行等の株式移転設立完全親会社（会社法第773条第1項第1号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。）となった株式会社 当該株式会社の設立

#### イ 登記の申請書の添付書面

アの適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記がアに該当するものであることに係る内閣総理大臣の証明書を添付しなければならないとされた（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第10号）による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第30条の2第5項）。

## 第2 特措法の一部改正

### 1 定義

本通知記の第2において、次の(1)から(5)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(5)までに定めるところによる。

- (1) 協定銀行 預金保険法附則第7条第1項第1号に規定する協定銀行をいう（特措法第5条第1項第10号参照）。
- (2) 優先出資発行対象金融機関等 特措法第14条第1項に規定する対象金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等（同法第10条第2項に規定する取得株式等をいう。後記2(1)において同じ。）に係る優先出資に係る発行者であるものをいう（同法第8条の2参照）。
- (3) 優先出資発行対象組織再編成金融機関等 特措法第24条第1項に規定する対象組織再編成金融機関等であって協定銀行が現に保有する取得株式等（同法第20条第2項に規定する取得株式等をいう。後記2(2)において同じ。）に係る優先出資に係る発行者であるものをいう（同法第17条第8項参照）。
- (4) 優先出資発行対象協同組織金融機関等 特措法第34条第1項に規定する対象協同組織金融機関等であって協定銀行が現に保有する信託受益

権等（同法第28条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限る。後記2(3)において同じ。）に係る優先出資に係る発行者であるものをいう（同法第28条第3項参照）。

- (5) 優先出資発行特別関係協同組織金融機関等 特措法第34条の4第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより優先出資の引受け等を行った協同組織中央金融機関等（同法第2条第7項に規定する協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）又は特別関係協同組織金融機関等（同法第34条の3第3項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。）であって当該協同組織中央金融機関等が現に保有する特定支援に係る優先出資に係る発行者であるものをいう（同法第34条の6第3項参照）。

## 2 優先出資の消却に関する特例の創設

### (1) 優先出資発行対象金融機関等の自己優先出資の消却に関する特例

#### ア 資本準備金に関する特例

優先出資発行対象金融機関等は、協定銀行が現に保有する取得株式等に係る優先出資の消却を行うため、信用金庫法第56条第2項、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第58条第3項、労働金庫法第60条第2項、農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第76条第3項、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第51条第5項、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第92条第3項及び第100条第3項により準用する同法第55条第5項並びに優先出資法第42条第4項の規定にかかわらず、特措府令第14条の2に定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、消却に必要な額に限り、資本準備金又は法定準備金（優先出資法第2条第8項に規定する法定準備金をいう。以下同じ。）の額を減少して、剰余金の額を増加することができるとされた（特措法第8条の2）。

#### イ 自己優先出資の消却に関する特例

##### (ア) 資本金の額の減少の特例

優先出資発行対象金融機関等は、アによる資本準備金及び法定準備金の額の減少を行った場合並びに剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金及び法定準備金を計上していない場合には、優先出資法第44条第3項の規定にかかわらず、取得株式等に係る優先出

資の消却を行うため、資本金の額を減少して、剰余金の額を増加することができることとされた（特措法第8条の3第1項）。

(イ) 自己優先出資の消却の特例

優先出資発行対象金融機関等に係る取得株式等に係る優先出資については、優先出資法第15条第1項の規定により行う消却のほか、次に掲げる場合には、総会等の決議等によって消却を行うことができることとされた（特措法第8条の3第2項）。

なお、この場合における総会等の決議等は、優先出資発行対象金融機関等の定款の変更の決議又は議決の例によるとされた（特措法第8条の3第4項）。

a (ア)により増加した剰余金の額をもって自己の取得株式等に係る優先出資を取得して消却を行う場合

b 新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の取得株式等に係る優先出資を取得して消却を行う場合

また、これらの消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならないとされた（特措法第8条の3第3項）。

ウ 自己優先出資の消却による変更の登記の手續

イ(イ)により自己優先出資の消却を行った場合には、優先出資法第45条第1項の規定により、変更の登記をしなければならない。この場合の登記については、優先出資法施行令第15条の規定が読み替えて適用されると解されているため、当該登記の申請書には、総会等の議事録（優先出資法施行令第12条第1項）のほか、次に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に掲げる書面を添付しなければならない（優先出資法施行令第15条第1項、第2項）。

(ア) イ(イ) a の自己優先出資の消却の場合

a 剰余金の存在を証する書面

b 優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた優先出資発行対象金融機関等にあつては、優先出資証券提供公告をしたことを証する書面又は当該優先出資の全部について優先出資証券を発行していないことを証する書面

(イ) イ(イ) b の自己優先出資の消却の場合

- a 優先出資の増加によって得た払込金を証する書面
- b (7) b に掲げる書面

(2) 優先出資発行対象組織再編成金融機関等の自己優先出資の消却に関する特例

ア 資本準備金に関する特例

優先出資発行対象組織再編成金融機関等が、協定銀行が現に保有する取得株式等に係る優先出資の消却を行うための資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合については、(1)アと同様の特例が認められることとされた（特措法第17条第8項により準用する同法第8条の2）。

イ 自己優先出資の消却に関する特例

(7) 資本金の額の減少の特例

優先出資発行対象組織再編成金融機関等が、協定銀行が現に保有する取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合については、(1)イと同様の特例が認められることとされた（特措法第17条第8項により準用する同法第8条の3第1項）。

(イ) 自己優先出資の消却の特例

優先出資発行対象組織再編成金融機関等が、協定銀行が現に保有する取得株式等に係る優先出資の消却を行う場合については、(1)ウと同様の特例が認められることとされた（特措法第17条第8項により準用する同法第8条の3第2項から第4項まで）。

ウ 自己優先出資の消却による変更の登記の手続

イ(イ)の自己優先出資の消却による変更の登記については、(1)ウと同様である。

(3) 優先出資発行対象協同組織金融機関等の自己優先出資の消却に関する特例

ア 資本準備金に関する特例

優先出資発行対象協同組織金融機関等が、協定銀行が現に保有する信託受益権等に係る優先出資の消却を行うための資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合については、(1)アと同様の特例が認められることとされた（特措法第28条第3項により準用する同法第8条

の2)。

イ 自己優先出資の消却に関する特例

(ア) 資本金の額の減少の特例

優先出資発行対象協同組織金融機関等が、協定銀行が現に保有する信託受益権等に係る優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合については、(1)イと同様の特例が認められることとされた(特措法第28条第3項により準用する同法第8条の3第1項)。

(イ) 自己優先出資の消却の特例

優先出資発行対象協同組織金融機関等が、協定銀行が現に保有する信託受益権等に係る優先出資の消却を行う場合については、(1)ウと同様の特例が認められることとされた(特措法第28条第3項により準用する同法第8条の3第2項から第4項まで)。

ウ 自己優先出資の消却による変更の登記の手續

イ(イ)の自己優先出資の消却による変更の登記については、(1)ウと同様である。

(4) 優先出資発行特別関係協同組織金融機関等の自己優先出資の消却に関する特例

ア 資本準備金に関する特例

優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が、取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合については、(1)アと同様の特例が認められることとされた(特措法第34条の6第3項により準用する同法第8条の2)。

イ 自己優先出資の消却に関する特例

(ア) 資本金の額の減少の特例

優先出資発行対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関等又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が、取得優先出資又は当該優先出資の消却を行うため資本金の額を減少する場合については、(1)イと同様の特例が認められることとされた(特措法第34条の6第3項により準用する同法第8条の3第1項)。

(イ) 自己優先出資の消却の特例

優先出資発行対象協同組織金融機関等に係る協同組織中央金融機関等又は優先出資発行特別関係協同組織金融機関等が、取得優先出



[REDACTED]

資又は当該優先出資の消却を行う場合については、(1)ウと同様の特例が認められることとされた（特措法第34条の4第3項により準用する同法第8条の3第2項から第4項まで）。

ウ 自己優先出資の消却による変更の登記の手續

イ(イ)の自己優先出資の消却による変更の登記については、(1)ウと同様である。

### 3 経過措置

改正前の特措法附則第13条及び第14条の規定（東日本大震災に関する特例）は、改正後においては、2の特例に含まれることから、削除された（改正法第20条）。

(別紙記録例)

1 特定管理を命ずる処分に関する登記

(1) 特定管理を命ずる処分

役員に関する事項	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 管理人 預金保険機構	平成26年 4月 1日内閣 総理大臣の命令
	上記の者による業務及び財産の管理を命ずる。	平成26年 4月 2日登記

(2) 特定管理を命ずる処分の取消し

役員に関する事項	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 管理人 預金保険機構	平成26年 4月 1日内閣 総理大臣の命令
	上記の者による業務及び財産の管理を命ずる。	平成26年 4月 2日登記
		平成26年10月 1日内閣 総理大臣の命令の取消し
		平成26年10月 2日登記

2 法第126条の22第6項の決定に従い発行する議決権制限株式の登記

発行可能種類株式 総数及び発行する 各種類の株式の内容	普通株式 250万株 優先株式 100万株 優先株式は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第126条の22第7 項の適用を受ける株式である。 毎決算期において、普通株式に先立ち年4分の利益配当を受け、取締役及び 監査役の選任及び解任に関する事項を除き、議決権を有しないものとする。 平成26年 4月 1日変更 平成26年 4月 2日登記
-----------------------------------	---

3 法第126条の22第6項の決定に従い発行する優先出資の登記

発行済優先出資の 総口数並びに種類 及び種類ごとの口 数	発行済優先出資の総口数 10万口 ①優先出資 4万口 ②預金保険法（昭和46年法律第34号）第126条の22第7項の適用を受 ける優先出資 6万口 平成26年 4月 1日変更 平成26年 4月 2日登記
優先出資発行後の 資本金の額から普 通出資の総額を控 除して得た額	金6億円 平成26年 4月 1日変更 平成26年 4月 2日登記